

# 安倍内閣の憲法9条の解釈変更の主張

	自衛権発動の要件	憲法9条の解釈変更
S47年見解以前	<u>個別的自衛権のみ許容の旧三要件</u>	解釈変更は一切なし
S47年見解の作成	<u>限定的な集団的自衛権をも許容する<b>基本的な論理</b></u> ⇒他に「基本的な論理」を認めた政府見解等は一切存在しない(5/15政府答弁書*)	<b>疑問:「論理」を定めた唯一の政府見解が、なぜ、解釈変更ではないのか?</b>
7.1閣議決定	<b>基本的な論理</b> を新三要件に整理し、ホルムズ海峡事例などを <b>あてはめ</b> 、限定的な集団的自衛権の論理を初めて使用した	(初の)解釈変更である ⇒「 <u>従来の解釈の再整理</u> という意味で <b>憲法解釈の一部変更</b> であり、 <u>憲法規範の変更ではない</u> 」(2014/7/15 安倍総理答弁)